

2016年度 法科大学院

第3期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式)

試験時間合計 30分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 除斥及び忌避に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 除斥の申立てがあったときは、例外なく、その申立てについての決定があるまで訴訟手続を停止しなければならない。
2. 忌避の申立てがあったときは、原則として、その申立てについての決定があるまで訴訟手続を停止しなければならない。
3. 除斥を理由があるとする決定に対しては、原則として、不服を申し立てることができる。
4. 忌避を理由があるとする決定に対しては、例外なく、不服を申し立てることができる。

問2 訴訟能力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 成年被後見人は、法定代理人によらなければ、相手方の提起した訴えについて訴訟行為をすることができない。
2. 未成年者は、独立して法律行為をすることができる場合であっても、法定代理人によらなければ、訴えの取下げをすることはできない。
3. 被保佐人は、保佐人の同意がなければ、相手方の提起した訴えについて訴訟行為をすることができない。
4. 被補助人は、補助人の同意がなければ、訴えの取下げをすることはできない。

問3 送達に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 送達は職権であるのが原則である。
2. 送達は郵便又は執行官によってするのが原則である。
3. 送達は送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してするのが原則である。
4. 訴訟無能力者に対する送達は、本人の住所、居所、営業所又は事務所においてするのが原則である。

問4 訴状に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴状には、当事者及び法定代理人を記載しなければならない。
2. 当事者及び法定代理人が訴状に記載されていない場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

3. 訴状には、請求の趣旨及び請求の原因を記載するほか、請求を理由づける事実も具体的に記載しなければならない。
4. 請求を理由づける具体的な事実が訴状に記載されていない場合には、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。

問5 口頭弁論に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。
2. 変更の判決は、口頭弁論を経ないでしなければならない。
3. 控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、控訴を却下することができる。
4. 上告裁判所は、上告を理由がないと認めるときは、口頭弁論を経ないで、判決で、上告を棄却しなければならない。

問6 弁論準備手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を弁論準備手続に付することができる。
2. 裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判をすることができる。
3. 裁判所は、弁論準備手続の期日において証人及び当事者本人の尋問をすることができる。
4. 裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、弁論準備手続に付する裁判を取り消すことができる。

問7 裁判上の自白に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことをしないときは、弁論の全趣旨により、その事実を争ったものと認めるべき場合を除き、その事実を自白したものとみなされる。
2. 当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を知らない旨の陳述をしたときは、弁論の全趣旨により、その事実を争ったものと認めるべき場合を除き、その事実を自白したものとみなされる。
3. 判例によれば、裁判上の自白は、その内容が真実に反し、かつ、錯誤に基づいてなされた場合には、撤回が許される。
4. 判例によれば、裁判上の自白は、詐欺・脅迫などの刑事上罰すべき他人の行為によってなされた場合には、撤回が許される。

問8 証拠の申出に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 証人尋問の申出は、証人を指定してしなければならない。
2. 当事者尋問の申出は、証明すべき事実を特定してしなければならない。
3. 鑑定申出は、必ず鑑定人を指定してしなければならない。
4. 検証の申出は、検証の目的を表示してしなければならない。

問9 文書の成立の真正に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 公文書は、原則として、真正に成立したものと推定される。
2. 私文書は、本人又はその代理人の署名または押印があるときは、真正に成立したものと推定される。
3. 公文書の成立の真正について疑いがあるときは、裁判所は、職権で証拠調べをしなければならない。
4. 私文書の成立の真否は、筆跡又は印影の対照によって証明しなければならない。

問10 判決の言渡しに関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法も提出しない場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないことができる。
2. 被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法も提出しない場合において、原告の訴えを却下するときは、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないことができる。
3. 被告が公示送達による呼び出しを受けたにもかかわらず口頭弁論の期日に出頭しない場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないでなければならない。
4. 被告が公示送達による呼び出しを受けたにもかかわらず口頭弁論の期日に出頭しない場合において、原告の訴えを却下するときは、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないでなければならない。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑事訴訟法]

問1 捜査の端緒に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 判例の立場に従えば、対象車両を特定しない無差別一斉検問は許されない。
2. 検視は、変死者又は変死の疑いのある死体があるときに、その死亡が犯罪によって生じたものであるか否かを判断するために行われる。
3. 告訴・告発と被害届の違いは、犯人の処罰を求める意思の表示を伴うかどうかで区別される。
4. 自首が認められるには、犯罪事実又は犯人が誰であるかが捜査機関に発覚する前である必要がある。

問2 捜査に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 法 197 条によれば、捜査は原則として強制捜査の方法で行われ、任意捜査は例外ということになる。
2. 判例の立場に従えば、宅配便業者の運送過程下にある荷物について、捜査機関が、捜査目的を達成するため荷送人や荷受人の承諾を得ずに、これに外部からエックス線を照射して内容物の射影を観察した行為は、検証としての性質を有する強制処分に当たる。
3. 判例の立場に従えば、捜査機関が、その身分や意図を相手方に秘して犯罪を実行するように働きかけ、相手方がこれに応じて犯罪の実行に出たところで現行犯逮捕等により検挙する手法である「おとり捜査」は許容されない。
4. 判例の立場に従えば、強制捜査と任意捜査の区別は、強制力を用いるか否かで区別される。

問3 取調べに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被疑者を取り調べる際に、捜査機関は、被疑者に対して、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。
2. 被疑者が供述したときには、捜査機関はその供述を調書に録取し、これを読み聞かせるなどして誤りがないかどうかを問わなければならない。
3. 被疑者が調書に誤りがないと申し立てたときは、捜査機関は署名押印を求めることができ、被疑者はこれに応じなければならない。
4. 捜査機関は、捜査の必要がある場合には、被疑者以外の者を取り調べることができる。

問4 勾留に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 法 207 条 1 項によれば、逮捕が先行していない被疑者に対しても、直ちに勾留請求することができる。
2. 勾留の請求を受けた裁判官は、検察官が提出した資料のみを審査して、勾留の可否を判断する。
3. 勾留を認容する裁判及び勾留請求を却下する裁判に対する不服申立ては法定されていない。
4. 勾留された被疑者は、裁判官に対して勾留理由の開示を請求することができる。

問5 検証に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 検証とは、五官の作用によって場所や物など対象の存在、内容、状態、性質等を認識することをいう。
2. 公道における自動車運転過失致死傷事件の検証は令状なしに行われ、これを実況見分と呼んでいる。
3. 捜査機関は別の事件について発せられた検証令状を利用して検証を行うことも許される。
4. 検証としての身体検査は、単なる検証令状ではなく、身体検査令状が必要である。

問6 起訴に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 被疑者が犯罪時 14 歳未満であったときでも、検察官は起訴できる。
2. 被疑事実が認められるが、法律上、刑の免除が定められているときでも、検察官は起訴できる。
3. 家庭裁判所から送致を受けた事件についても、検察官は起訴できる。
4. 法人が存続しなくなったときでも、検察官は起訴できる。

問7 公訴時効に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 公訴時効が完成すると、起訴が許されなくなる。
2. 公訴時効は、犯罪行為が終わった時から進行する。
3. 教唆犯の公訴時効は、教唆行為が終了した時から進行する。
4. 公訴時効は、公訴提起が行われることによって停止する。

問8 証拠調べ手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 証拠調べの初めに、裁判所は冒頭陳述を行わなければならない。
2. 被告人又は弁護人も冒頭陳述をすることができる。
3. 証拠調べの請求は検察官しか行うことができない。
4. 裁判所は、検察官がした証拠調べ請求はこれを認めなければならない。

問9 自白に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 自白とは、自己の犯罪事実の主要な部分を認める被告人の供述である。
2. 任意性のない自白調書に同意しても証拠能力はない。
3. 被告人側は、自白に任意性がないことについて立証責任を負う。
4. 補強法則は自由心証主義の例外である。

問10 伝聞法則に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 書面が伝聞証拠とされることはない。
2. 伝聞法則に例外は認められない。
3. 判例の立場に従えば、実況見分調書の証拠能力は捜査機関の検証調書と同様の要件のもとに認められる。
4. 被告人の供述録取書のうち被告人に利益なものについては無条件で証拠能力が認められる。

(解答は全て解答用紙に記入すること)